

## 議案第 3 号

市川市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について

市川市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 5 年 6 月 9 日提出

市川市長 田 中 甲

## 市川市条例第 号

市川市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

市川市一般職の職員の給与に関する条例（昭和 2 6 年条例第 2 2 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項中「新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当」を「特定新型インフルエンザ等対策派遣手当」に改める。

第 2 4 条の 3 の 3 の見出しを「(特定新型インフルエンザ等対策派遣手当)」に改め、同条第 1 項中「新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当」を「特定新型インフルエンザ等対策派遣手当」に、「第 4 3 条」を「第 2 6 条の 7（同法第 3 8 条第 1 項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」に、「新型インフルエンザ等緊急事態措置」を「特定新型インフルエンザ等対策」に改め、同条第 2 項中「新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当」を「特定新型インフルエンザ等対策派遣手当」に改める。

附則第 1 0 項の前の見出し中「新型コロナウイルス感染症」を「特定新型インフルエンザ等」に改め、同項中「新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和 2 年 1 月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたも

のに限る。)である感染症をいう。以下同じ。)の患者が療養している施設の内部その他これに準ずる区域として市長が別に定めるものにおいて、新型コロナウイルス感染症」を「、特定新型インフルエンザ等(新型インフルエンザ等対策特別措置法第2条第1号に規定する新型インフルエンザ等で、当該新型インフルエンザ等に係る同法第15条第1項に規定する政府対策本部が設置されたもの(市長が別に定めるものに限る。)をいう。)」に改め、「緊急に」を削る。

附則第11項中「3,000円(新型コロナウイルス感染症の患者若しくはその疑いのある者の身体に接触し、又はこれらの者に長時間にわたり接して行う作業その他市長がこれに準ずると認める作業)」を「1,500円(緊急に行われた措置に係る作業であって、心身に著しい負担を与えると市長が認めるもの)」に改め、「4,000円)」の次に「を超えない範囲内において、それぞれの作業に応じて市長が別に定める額」を加える。

#### 附 則

##### (施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条第1項及び第24条の3の3の改正規定並びに次項の規定は、新型インフルエンザ等対策特別措置法及び内閣法の一部を改正する法律(令和5年法律第14号)の施行の日から施行する。

(市川市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正)

- 2 市川市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(平成18年条例第30号)の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当」を「特定新型インフルエンザ等対策派遣手当」に改める。

## 理 由

人事院規則の改正を踏まえ、新型コロナウイルス感染症対策業務に係る防疫等作業手当を廃止するとともに、今後、新型インフルエンザ等である感染症が発生した場合に、同様の手当を速やかに支給することができるようにするほか、条文の整備を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。